

令和6年1月5日

学生各位

学生支援課学生生活係

令和6年能登半島地震にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒
に対する給付奨学金家計急変採用及び貸与奨学金緊急採用・応急採用について

下記のとおり、日本学生支援機構より石川県能登地方を震源とする地震にか
かかる災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金に関する通知があり
ましたので、お知らせします。本奨学金の受給を希望する者は、学生支援課
学生生活係 (gakusei@ml.jaist.ac.jp) までご連絡ください。

記

1. 対象者

定職のある場合は本人又は配偶者、本人の主たる収入が父母等からの
給付による場合は父母等が、災害救助法・天災融資法等の適用を
受ける著しい被害又はこれらの災害に準じる程度の被害を受けたこ
とにより、家計の支出が著しく増大、もしくは収入が著しく減少し
た者

2. 災害救助法の適用地域

4県47市町村（新潟県、富山県、石川県及び福井県）

適用地域の詳細についてはこちらでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の
学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に
遭った者についても適用地域に準じて取り扱います。

3. 貸与始期

(1) 緊急採用（第一種奨学金(無利子貸与)）：

- 2024年1月以降で申込者が希望する月
(2) 応急採用(第二種奨学金(有利子貸与)):
2023年4月以降で申込者が希望する月

4. 貸与終期

- (1) 緊急採用(第一種奨学金(無利子貸与)):
2024年3月
※翌年度末(2025年3月)までの貸与の継続を希望する場合は、「緊急採用(第一種)奨学金継続願」の提出が必要です。
- (2) 応急採用(第二種奨学金(有利子貸与)):
修業年限の終了月まで

5. JASSO 災害支援金

日本学生支援機構が行う寄附金事業で、学生やその生計維持者が居住する住宅が床上浸水・半壊以上等の被害を受けた場合、一日でも早く元の生活に戻り、学業をつづけることができるよう、支援金(10万円)を支給する制度です(返還は不要です)。申請希望者は、学生生活係へ申し出てください。

※「JASSO 災害支援金」の概要についてはこちら

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>

学生支援課学生生活係

Tel:0761-51-1942

[E-mail:gakusei@ml.jaist.ac.jp](mailto:gakusei@ml.jaist.ac.jp)